

国民年金だよ



被用者年金一元化法について

平成24年8月に成立した「被用者年金一元化法」により平成27年10月1日から、これまで厚生年金と3つの共済年金に分かれていた被用者年金制度が厚生年金制度に統一されました。



平成27年10月以降、厚生年金の決定・支払は従来どおり、厚生年金被保険者期間分は日本年金機構、共済組合など加入期間分については各共済組合などで行います。

厚生年金に関する届書など(※)は日本年金機構(年金事務所)または各共済組合などの、どの窓口でも受付します(ワンストップサービス)。

※平成27年10月以降に受給権が発生した厚生年金に限り、また、障害給付の一部の届書などは除きます。

▼年金相談に関する変更事項

共済組合など(国家公務員共済組合、地方公務員など共済組合、私立学校教職員共済)が管理する年金記録のうち、平成27年10月以降に厚生年金を受けられる権利が発生する被保険者および受給者の方については、日本年金機構(年金事務所)の窓口においても年金相談が可能になります。

※日本年金機構(年金事務所)で相談が可能となるのは厚生年金に限り、共済年金に関する相談は行えません。

▼共済組合などが支払う厚生年金について、年金事務所で行える相談内容

①受給者記録に関する照会

共済組合などが支払う年金について、年金額、年金額の変更理由、支払額などに関する照会。

※年金額の根拠や改定にいたった経緯などを確認される場合は、決定・処分を行った各共済組合

などに直接照会してください。

②被保険者記録に関する照会

共済組合などの加入期間を有する方からの被保険者記録(加入期間や標準報酬月額など)に関する照会。

※共済組合などで管理する加入期間や標準報酬月額などの根拠を確認する場合や加入期間の調査を依頼する場合は、各共済組合などに直接照会してください。

③年金の受給資格の有無に関する照会

厚生年金保険法に基づき年金の権利が発生する方からの年金の受給資格に関する照会。

▼届書などの受付に関する変更事項

「年金加入期間確認通知書」や「年金証書」など、他の実施機関に係る加入期間や年金額を明らかにする書類については、原則として添付が不要となります。

▼年金の決定・支払いに関する変更事項

①老齢厚生年金および遺族厚生年金(長期要件)については、それぞれの加入期間ごとに各実施機関(厚生労働大臣(日本年金機構)、国家公務員共済組合、地方公務員など共済組合、私立学

校教職員共済)が決定・支払いを行います。

②障害厚生年金、障害手当金および遺族厚生年金(短期要件)については、それぞれ初診日または死亡日に加入していた実施機関が他の実施機関の加入期間分も含め年金額を計算し、決定・支払いを行います。

▼被用者年金一元化にあわせて次の事項も変更されます。

①年金額について、これまでの100円単位から1円単位に変更します。

②年金の各支払期の端数処理について、各支払月に1円未満の端数が生じたときは、その切り捨てた金額の合計額を翌年2月に支払われる年金額に加算します。
・老齢厚生年金を受けている方が国会議員または地方議会議員である場合、議員報酬の月額および期末手当の額と年金の額に応じて、年金の一部または全額が支給停止となります。

◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ
電話34-2121内線413
日本年金機構 旭川年金事務所
電話0166-72-5002